

那覇港管理組合独自の審査算定について(令和6・7年度)

那覇港管理組合建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程第6条第2項第2号により、組合独自の格付審査について下記のとおり定める。

記

組合独自審査については、①工事成績、②指名停止等状況、③雇用の規模(従業員雇用人数)、④技術者雇用人数、⑤障害者雇用人数、⑥ISO(国際標準化機構)等の規格認証の取得によるものとし下表のとおりとする。

土木、建築、電気、管、ほ装工事の5業種につき県内業者を格付けする。

なお、組合独自の評価点は、経営事項審査結果通知書総合評定値の20%までとする。

(審査項目及び評点等)

審査項目	審査の内容等	点数	備考	
① 工事成績	55点未満 55点以上60点未満 60点以上65点未満 65点以上70点未満 70点以上75点未満 75点以上80点未満 80点以上85点未満 85点以上90点未満 90点以上	-25 -20 -15 0 20 30 40 50 60	過去2年間の平均値で算出。 (令和3年12月1日～令和5年11月30日)	
② 指名停止等状況 指名停止措置	1か月未満 1か月以上6か月未満 6か月以上	回数 × (-20) 回数 × (-30) 回数 × (-40)		
監督処分	指示処分	回数 × (-20)	但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点。 (令和3年12月1日～令和5年11月30日)	
	営業停止	1か月未満		回数 × (-30)
		1か月以上6か月未満		回数 × (-40)
		6か月以上		回数 × (-50)
許可の取消処分(一部業種に係る)		回数 × (-60)		

審査項目	審査の内容等	点数	備考
③ 従業員雇用人数	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書における被保険者数(令和5年9月1日から11月20日現在)	人数 × 1	被保険者 1人につき1点 (但し50点を上限とする。)
④ 技術者雇用人数			経営事項審査における技術職員数
土木工事業	1級技術者1人につき	3	
	2級技術者1人につき	1	
建築工事業	1級技術者1人につき	3	
	2級技術者1人につき	1	
電気・管・ほ装 工事業	1級技術者1人につき	3	
	2級技術者1人につき	1	
⑤ 障害者雇用人数	障害者雇用業者	10	
⑥ 国際標準化機構等	ISO9001の認証取得	13	※ISO14001とエコアクション21の重複加算は不可
	ISO14001の認証取得	13	
	エコアクション21の認証取得	5	